

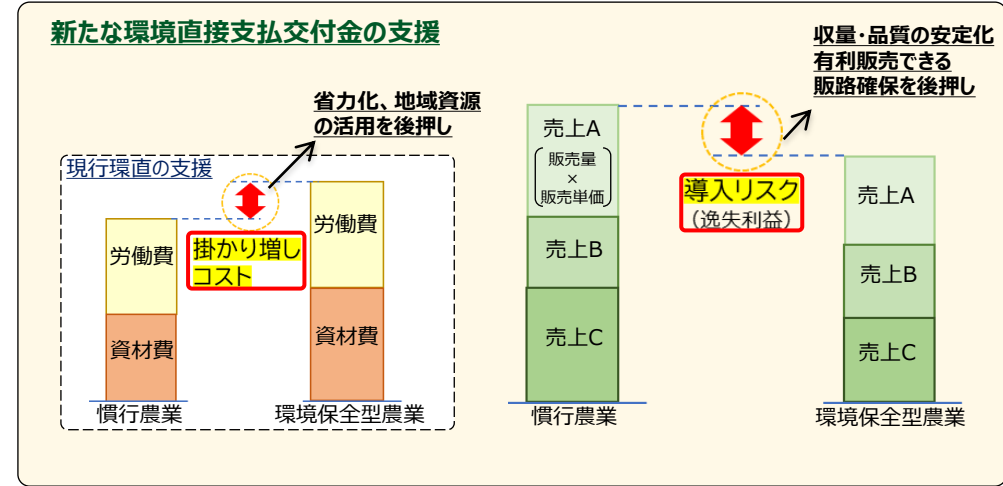
環境負荷低減の取組を広げることは、国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与するとともに、輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献します。このため、環境直接支払交付金は、

- ① これまでの地域支援から、みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援とします。
- ② 農法の転換・拡大時の掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援とし、一定期間で取組の定着・自立を促す支援とします。
- ③ 水田政策の見直しの中で、生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援とし、取組に応じた面積払いとします。

＜事業の内容＞

（１）支援の考え方

- みどり認定農業者を対象とします。
 - ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援します。
- 導入リスク（逸失利益）**：農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下



- 事業要件として、５年後までに以下の①～③の取組を実施
 - ① 市場評価を高める取組（出荷ロットの拡大、消費者等への訴求）
 - ② 生産安定化の取組（収量減少、品質低下等への対策）
 - ③ デジタル化の取組（営農管理ソフトの導入）

（２）支援対象取組（案）

支援内容(例)	
① 有機農業への転換支援 慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援	 有機農業
② 環境価値の創出支援 温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援	 バイオ炭 等
③ 土づくりの面的拡大等への支援 土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援	 堆肥 等

（３）支援対象取組の更新

- ① 支援対象取組は５年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替えます。
- ② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間（５年）までとし、新たな圃場への拡大等を促進します。